

『三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例』
平成26年7月1月施行

＜対象となる事業＞

- ◆ 事業区域の面積が1,000㎡以上又は土砂等の量が1,000㎡以上
ただし、市外等の土砂等を含む場合は、事業区域の面積が500㎡以上又は土砂等の量が500㎡以上

＜条例の主な内容＞

- ◆ 許可制度の採用
- ◆ 事業区域の面積が3,000㎡以上の場合の定期的な検査と検査結果の報告
- ◆ のり面や跡地の緑化の推進
- ◆ 土地所有者の責務の明確化
- ◆ 罰則規定の強化



◆ 問い合わせ先 ◆

三島市北田町4番47号
三島市都市整備部都市計画課土地対策係

TEL 055-983-2632
FAX 055-973-7241

三島市 都市整備部 都市計画課

1

背景・目的

静岡県は、土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、跡地の緑化等を図るため、土の採取等を行う者に対して必要な規制を行うことを目的として、「静岡県土採取等規制条例」(昭和50年条例第42号)を定め、当市は、平成8年に県から事務委譲されて以降、県条例に沿って運用しています。

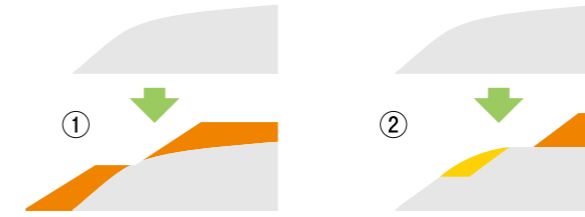
しかし、近年、周辺市町の間山間部において、県外からの不法な土捨てが行われ、問題が発生しています。当市においても、箱根山を有していること、東駿河湾環状道路の開通により東名沼津インターから箱根山(塚原インター)まで容易にアクセスすることが可能になったことなどから、県外からの不法な土捨てが行われる危険性が高まっています。そこで、当市市民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の確保に寄与することを目的として、県条例よりも規制の態様及び違反行為に対する処罰の程度を強化した「三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を制定するものです。

3

対象となる行為・規模

<行為>

- ① 土砂等による土地の埋立て・盛土をする行為
- ② ①と一連の行為として行われる切土、床掘その他の土地の掘削をする行為



- ◆ 切土のみの場合は、従来通り県への届出が必要

<規模>

- ① 共同で埋立て
事業者が別でも実質的に一体性が認められると適用

合計 市内1,000㎡/市外500㎡以上

- ② 少しずつ埋立て
3年以内に埋立てた土量の合計がその規模になると適用

合計 市内1,000㎡/市外500㎡以上

2

県条例からの変更項目・追加項目

県条例

<届出制度>

- ◆ 罰則規定の強化
違反の者に20万円以下又は10万円以下の罰金、軽微な違反の者に10万円以下又は3万円以下の罰金
- ◆ 適用の範囲の変更
① 対象面積
1,000㎡以上から適用
- ② 対象土量
2,000㎡以上から適用

市条例

<許可制度>

- 違反の者に**1年以下**の懲役又は**50万円以下**の罰金、軽微な違反の者に一律**10万円以下**の罰金
- 市内で発生した土砂等に対しては県条例と同じ**1,000㎡以上**とするが、市外で発生した土砂等を含む場合は**500㎡以上**からの適用
- 市内で発生した土砂等に対しては**1,000㎡以上**とし、市外で発生した土砂等を含む場合は**500㎡以上**からの適用

変更項目

追加項目

- ◆ 事業区域の面積が、**3,000㎡以上**になる場合は、指定検査機関等による定期的な**土壌検査**及び**水質検査の実施**と**結果の報告**が必要となります。
- ◆ **緑化等の規定**については、県条例が災害の防止に特化したものであるのに対し、市条例は環境の保全の観点からも緑化その他の必要な条件を付することで緑化等を推進していきます。

4

事業主等・土地所有者の責務

<事業主等の責務> 「事業主等」=事業主及び工事施工者

- ◆ 土地の埋立て等を行うに当たり、災害の防止及び環境の保全を図るための措置を講じることが必要
- ◆ 隣接する土地の所有者や近隣住民、土地の埋立て等に係る利害関係人に対して、説明会の開催や個別の訪問による周知が必要

<土地所有者の責務>

- ◆ 所有する土地において、不適正な埋立て等が行われることのないよう努めることが必要
- ◆ 不適正な埋立て等が行われたことを知ったときは、災害の防止及び環境の保全を図るための措置を講じることが必要

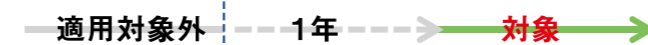
5

経過措置

- ◆ 市条例施行日より前に県条例の届出を済ませ、施行日以後も施工している場合、平成29年6月30日まで**3年間**は現行のまま



<県条例> <市条例> (施行日：平成26年7月1日)



- ◆ 市条例施行日より前は県条例の適用対象にならなかったが、施行日以後に市条例の適用対象となる土地の埋立て等を施工している場合、平成27年6月30日まで**1年間**は現行のまま